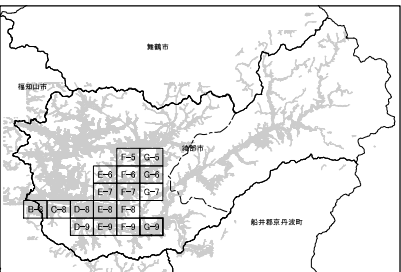
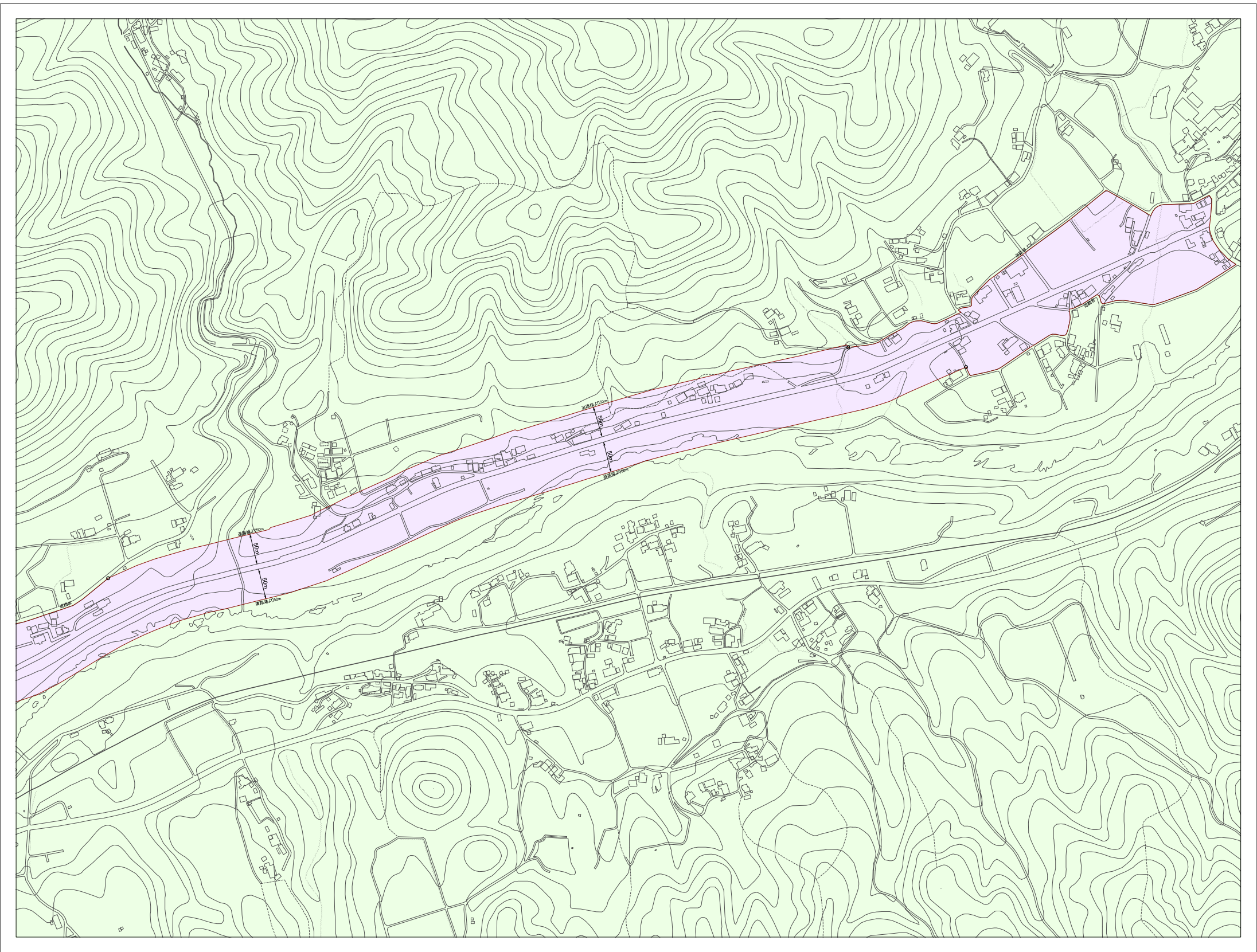


綾部市都市計画図

G - 9



記号

△ 1.2	電柱	△ 1.2	電柱
△ 2.1	電柱	△ 2.1	電柱
△ 3.1	電柱	△ 3.1	電柱
△ 4.1	電柱	△ 4.1	電柱
△ 5.1	電柱	△ 5.1	電柱
△ 6.1	電柱	△ 6.1	電柱
△ 7.1	電柱	△ 7.1	電柱
△ 8.1	電柱	△ 8.1	電柱
△ 9.1	電柱	△ 9.1	電柱
△ 10.1	電柱	△ 10.1	電柱
△ 11.1	電柱	△ 11.1	電柱
△ 12.1	電柱	△ 12.1	電柱
△ 13.1	電柱	△ 13.1	電柱
△ 14.1	電柱	△ 14.1	電柱
△ 15.1	電柱	△ 15.1	電柱
△ 16.1	電柱	△ 16.1	電柱
△ 17.1	電柱	△ 17.1	電柱
△ 18.1	電柱	△ 18.1	電柱
△ 19.1	電柱	△ 19.1	電柱
△ 20.1	電柱	△ 20.1	電柱
△ 21.1	電柱	△ 21.1	電柱
△ 22.1	電柱	△ 22.1	電柱
△ 23.1	電柱	△ 23.1	電柱
△ 24.1	電柱	△ 24.1	電柱
△ 25.1	電柱	△ 25.1	電柱
△ 26.1	電柱	△ 26.1	電柱
△ 27.1	電柱	△ 27.1	電柱
△ 28.1	電柱	△ 28.1	電柱
△ 29.1	電柱	△ 29.1	電柱
△ 30.1	電柱	△ 30.1	電柱
△ 31.1	電柱	△ 31.1	電柱
△ 32.1	電柱	△ 32.1	電柱
△ 33.1	電柱	△ 33.1	電柱
△ 34.1	電柱	△ 34.1	電柱
△ 35.1	電柱	△ 35.1	電柱
△ 36.1	電柱	△ 36.1	電柱
△ 37.1	電柱	△ 37.1	電柱
△ 38.1	電柱	△ 38.1	電柱
△ 39.1	電柱	△ 39.1	電柱
△ 40.1	電柱	△ 40.1	電柱
△ 41.1	電柱	△ 41.1	電柱
△ 42.1	電柱	△ 42.1	電柱
△ 43.1	電柱	△ 43.1	電柱
△ 44.1	電柱	△ 44.1	電柱
△ 45.1	電柱	△ 45.1	電柱
△ 46.1	電柱	△ 46.1	電柱
△ 47.1	電柱	△ 47.1	電柱
△ 48.1	電柱	△ 48.1	電柱
△ 49.1	電柱	△ 49.1	電柱
△ 50.1	電柱	△ 50.1	電柱
△ 51.1	電柱	△ 51.1	電柱
△ 52.1	電柱	△ 52.1	電柱
△ 53.1	電柱	△ 53.1	電柱
△ 54.1	電柱	△ 54.1	電柱
△ 55.1	電柱	△ 55.1	電柱
△ 56.1	電柱	△ 56.1	電柱
△ 57.1	電柱	△ 57.1	電柱
△ 58.1	電柱	△ 58.1	電柱
△ 59.1	電柱	△ 59.1	電柱
△ 60.1	電柱	△ 60.1	電柱
△ 61.1	電柱	△ 61.1	電柱
△ 62.1	電柱	△ 62.1	電柱
△ 63.1	電柱	△ 63.1	電柱
△ 64.1	電柱	△ 64.1	電柱
△ 65.1	電柱	△ 65.1	電柱
△ 66.1	電柱	△ 66.1	電柱
△ 67.1	電柱	△ 67.1	電柱
△ 68.1	電柱	△ 68.1	電柱
△ 69.1	電柱	△ 69.1	電柱
△ 70.1	電柱	△ 70.1	電柱
△ 71.1	電柱	△ 71.1	電柱
△ 72.1	電柱	△ 72.1	電柱
△ 73.1	電柱	△ 73.1	電柱
△ 74.1	電柱	△ 74.1	電柱
△ 75.1	電柱	△ 75.1	電柱
△ 76.1	電柱	△ 76.1	電柱
△ 77.1	電柱	△ 77.1	電柱
△ 78.1	電柱	△ 78.1	電柱
△ 79.1	電柱	△ 79.1	電柱
△ 80.1	電柱	△ 80.1	電柱
△ 81.1	電柱	△ 81.1	電柱
△ 82.1	電柱	△ 82.1	電柱
△ 83.1	電柱	△ 83.1	電柱
△ 84.1	電柱	△ 84.1	電柱
△ 85.1	電柱	△ 85.1	電柱
△ 86.1	電柱	△ 86.1	電柱
△ 87.1	電柱	△ 87.1	電柱
△ 88.1	電柱	△ 88.1	電柱
△ 89.1	電柱	△ 89.1	電柱
△ 90.1	電柱	△ 90.1	電柱
△ 91.1	電柱	△ 91.1	電柱
△ 92.1	電柱	△ 92.1	電柱
△ 93.1	電柱	△ 93.1	電柱
△ 94.1	電柱	△ 94.1	電柱
△ 95.1	電柱	△ 95.1	電柱
△ 96.1	電柱	△ 96.1	電柱
△ 97.1	電柱	△ 97.1	電柱
△ 98.1	電柱	△ 98.1	電柱
△ 99.1	電柱	△ 99.1	電柱
△ 100.1	電柱	△ 100.1	電柱

凡例

都市計画区域界	
市界	町界
村界	
用途地域	
第一種低層住居専用地域	(50/30)
第一種中高層住居専用地域	(50/30)
第二種中高層住居専用地域	(50/30)
第一種住居地域	(50/30)
第二種住居地域	(50/30)
近隣商業地域	(50/30)
商業地域	(50/30)
準工業地域	(50/30)
工業地域	(50/30)
工業専用地域	(50/30)
特定用途制限地域	
特定沿道地区	(50/30)
田園居住地区	(50/30)

ただし、次の区域は除く
(1)農用地区域
(2)保安林等
(3)農地法第5条第2項第1号ロに属する農地又は保安放牧地

都市計画道路

G - 9

